

空き家改修支援について

姫路市空き家バンクに登録された空き家を住宅又は交流施設等として活用するために必要となる改修費用の一部を補助するもの

	空き家改修支援事業	
	住宅型	交流施設型
趣 旨	・ 空き家の利活用を促進し、移住・定住支援の充実を図る。	・ 空き家の利活用を促進し、地域の活性化を図る。
対象物件	・ 姫路市空き家バンク登録物件で、空き家である期間が概ね6か月以上である一戸建て住宅（空き家バンクを利用した取引から1年以上経過した物件を除く。）	
利用方法	・ 住宅として利用	・ 交流施設等（交流施設、宿泊施設、体験学習施設、創作活動施設又は文化施設等）として利用 ・ 地域団体又は、個人が使用
対 象 者	・ 空き家バンク登録物件を購入し又は、賃借する者 ・ 空き家バンクに賃貸物件に登録した所有者等	
対象経費	・ 空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費（屋根の雨漏り補修、水回り改修等） ・ 500千円以上の工事を対象	・ 空き家を交流施設等として活用するために行う機能回復及び設備改善に係る工事費（屋根の雨漏り補修、水回り改修、外構工事等）
補助金額	・ 1/3（上限1,000千円）	・ 2/3（上限2,000千円） ※ 市負担1/3 国補助1/3
予定件数 (H28年度)	・ 5件程度	・ 2件程度
施 行 日	・ 平成28年10月1日施行予定	